

山木協第 10 号
令和 5 年 4 月 25 日

一般社団法人 山口県建築士会 様

一般社団法人 山口県木材協会
会 長 林 克 彦

J A S 構造材実証支援事業等及び県産木材利用促進関連事業説明会
の開催について

平素から本会の業務の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当木材協会では J A S 製材品の普及啓発や県産木材の利用促進などを
図るため、下記のとおり事業説明会を開催することにしていきますので、ご案内
申し上げます。

なお、参加希望者は別紙様式 (FAX) により 5 月 15 日 (月曜日) まで木材協会
に申し込んでください。

記

- 1 日 時 令和 5 年 5 月 22 日 (月曜日) 13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 場 所 山口市中央 4 丁目 5 番 16 号 山口県商工会館 6 階 大会議室
- 3 内 容

区分	内 容	説明者
全木連 関係	① J A S 構造材実証支援事業について ② 建築用木材の転換促進支援事業について ③ 外構部の木質化対策支援事業について	全木連 ※東京都からリモート で説明
山口県 関係	① やまぐち木の家づくり推進事業について ② 新たな木材需要創出モデル事業支援について ③ やまぐち非住宅建築物木造化推進事業について	ぶちうまやまぐち推 進課

- 4 参加者人数 30 名程度

やまぐち 木の家 補助金

～やまぐちの木で家を建てる方を応援します～

令和5年度の受付を
4月3日から開始します！



山口県の木を使って家を建てる方を応援するため、県産木材を使用した住宅へ補助金を交付します。
ぜひ、ご利用ください。

🏠補助対象となる家

山口県の木【優良県産木材】を使って、
県内に新築（増築）する
一戸建ての木造住宅

🏠補助金額

延床面積	補助金額
80㎡～110㎡未満	25万円
110㎡～130㎡未満	35万円
130㎡～	45万円

県産木材の使用割合要件を一部緩和し、使
いやすくなりました！

※詳しくは、裏面をご覧ください

さらに・・・



住宅金融支援機構

【フラット35】地域連携型

【フラット35】
の借入金利から
年0.25%



住宅金融支援機構から借入れをされた場合、借入
金利の引下げ措置があります。

【お問合せ先】 一般社団法人 山口県木材協会
山口市中央4丁目5-16(商工会館2階) 電話 083-922-0157

🏠補助要件等の詳細は、必ずHPでご確認ください⇒

http://www.mokkyou.or.jp/support/subsidy_jutaku/



やまぐち木の家づくり推進事業補助金について

110 m²以上の住宅について、県産木材使用割合を「80%以上」から、「70%以上」に緩和しました。

区 分	内 容
補助金額	新築（改築）1戸当たり 延べ床面積 80m ² 以上110m ² 未満 25万円 110m ² 以上130m ² 未満 35万円 130m ² 以上 45万円
助成対象要件	【対象要件】 (1) 県内に自らが居住するための新築の一戸建て住宅 (2) 延床面積が80m ² 以上 (3) 構造材に占める優良県産木材（やまぐちブランド）の使用割合が60%以上で次のいずれかに該当 ① 県産板材の使用量が100m ² 以上 ② <u>下地材等を加えた県産木材の割合が70%以上</u> ※やまぐちブランドで認定された県産木材製品の使用を含む。 やまぐちブランド：優良県産木材、合板、フローリング

そのほか、国の長期優良住宅認証基準の見直し（令和4年10月）にあわせ、住宅性能表示の基準を変更します。

住宅性能表示の基準	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示で次の基準を満たすもの ① 耐震性： <u>耐震等級3又は免震建築物</u> ② 耐久性：劣化対策等級3 ③ 省エネ性： <u>断熱等性能等級5以上</u> <u>一時エネルギー消費量等級6以上</u>
-----------	--

※下線部分が要件の変更点です。

令和5年度

新たな木材需要創出モデル事業 支援補助金

募集期間：令和5年 3月17日(金)～6月15日(木)

山口県では、県内の事業者や団体等が取り組む、以下のような「県産木材」の利用促進に関する取組を支援します。

補助金の活用を希望される方は、公募要領等をご確認の上、関係書類を提出してください。

区分	取組内容	補助率・補助上限額	採択予定
木材利用促進 団体育成型	木造建築や木を使うことの良さを伝える活動	補助率:1/2 補助上限額： 25万円	3件
新工法等 展開型	県産木材を使用した新工法や新用途等の研究・開発	補助率:1/2 補助上限額： 50万円	3件
新たなネットワーク形成型	木材関係者のネットワークづくり、森林循環を促進する活動	補助率:1/2 補助上限額： 100万円	3件

※申請者の中から審査により採択者を決定します。

【お問合せ先・申請書等提出先】

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課 山口市滝町1-1(山口県庁9階)

電話 083-933-3395

☎ 補助要件等の詳細は、必ずHPでご確認ください

<https://cms.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/102/199497.html>



補助対象となる活動例

■木材利用促進団体育成型

木造建築や木を使うことの良さを伝える活動（補助上限額：25万円）

木造建築やウッドチェンジのメリット（木造の特徴や人（社員）への癒し効果等）を伝える活動を行う団体への支援

（想定事例）

- ・事業者への木育活動（研修やイベント等）
- ・活動実践者の育成
- ・クラウドファンディングを活用したプロジェクトの立上げ 等

■新工法等展開型

県産木材を使用した新工法や新用途等の研究・開発

（補助上限額：50万円）

木材に関する新製品・新技術や木造建築に関する新たな工法、木材の新用途利用等に関する開発や普及活動への支援

（想定事例）

- ・木造非住宅建築に係る新工法や新技術の開発、改良
- ・強度や耐火性能に優れた製材や新工法等を活用した実際の建物等の見学会や勉強会の実施
- ・地域や業界が抱える課題解決に向けた専門かつ高度な人材の育成 等

■新たなネットワーク形成型

木材関係者のネットワークづくり、森林循環を促進する活動

（補助上限額：100万円）

主に非住宅建築物の供給に係るネットワークの形成や強化を図ろうとする活動や、木材の供給や製造、設計など木材産業に関わる事業者が連携して行う森林循環を促進する活動への支援

（想定事例）

- ・製造事業者、建築士、建築業者等によるネットワークの構築
- ・供給から市場、製造、加工、建築業者までの新たな流通の試行
- ・建築業者のグループが実施する再造林活動の支援 等

★店舗や社屋、ビルなど

非住宅建築物の木造化を支援します

令和5年度

補助金の募集のご案内

募集期間：【1次】 令和5年3月17日(金)～5月18日(木)

【2次】 令和5年6月9日(金)～8月10日(木)

補助上限額：100万円〔CLT：200万円〕

採択件数：1次：3件程度

2次：1次募集の採択状況により決定し、2次募集時に公表します。

※申請者の中から審査により採択者を決定します

山口県は、山口県の木を使って店舗や社屋などの非住宅建築物の建築に先駆的に取り組む、意欲ある施主(建築主)の方を本補助金で支援します。

補助金の活用を希望される方は、公募要領等をご確認の上、関係書類を提出してください。

木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果などの性質を有するほか、木材で創出される空間は、人の健康面や心理面においても良い影響をもたらす、作業効率の向上等の効果が期待されます。

また、木材は利用するために伐採した後、再び植えて育てていくことにより、循環利用できる環境にやさしい資源で、適正な木材利用は脱炭素社会の実現に貢献します。



【お問合せ先・申請書等提出先】
山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
山口市滝町1-1(山口県庁9階)
電話 083-933-3395



☎ 補助要件等の詳細は、必ずHPでご確認ください 🖱
<https://cms.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/102/199479.html>

補助対象となる建築物

山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築業者が建築、若しくは「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築設計事務所が設計し県内の建築業者が建築した、店舗や社屋などの木造非住宅建築物で、以下の（１）又は（２）の条件を満たし、かつ（３）を満たす建築物とします。

- （１）延床面積が原則 120㎡以上で、①及び②の条件を満たすもの
 - ① 使用する木材のうち、下地材を加えた県産木材の使用割合が原則、90%以上
 - ② 構造材における木材のうち、県産木材を使用した JAS 認証木材又は優良県産木材、若しくはその合計の割合が原則、60%以上
- （２）県産木材使用量が 50 m³以上
- （３）交付決定時に木材の発注を行っておらず、かつ令和 6 年 2 月末までに上棟見込みのもの

補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとし、交付決定以前に建築業者から木材納入業者等に発注、支払いが行われていない経費とします。

- （１）県産木材の購入に要する経費（購入代金、引き取り運賃、保管料等）
- （２）県産木材の加工に要する経費（プレカット経費、現地加工費等）
- （３）（１）、（２）の経費以外に、県産木材を利用することで生じる非木造建築物との建築工事費の差額（掛かり増し費用相当額：設計や施工、防耐火に要する経費等）

※本補助金は、国等の他の補助金との併用が可能です。

補助金額

○ 1 棟当たり 100 万円

※県産木材を使用した CLT を構造材の原則、60%以上使用した建築物については、200 万円